375

H27

年度

1 運営方針の概要について

平成29年11月30日 埼玉県国保医療課

(1)基本的事項

ア日 埼玉県国民健康保険運営方針は平成30年度から、県と市町村が国保

を共同運営する際の統一的な指針である。

イ 根拠規定 改正国民健康保険法第82条の2

ウ 対象期間 平成30年4月1日から3年間(3年ごとに見直し)

(2)埼玉県の国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し

被保険者一人当たり医療費は、被保険者のうちの高年齢層の増加、医療の高度化等に 伴い、増加していくものの、被保険者数の減少により医療費の総額は減少するものと見込 まれる。

	半成25年度	半成35年度		
·被保険者数	約206.2万人	約147.6万人(約 28%減)		
・一人当たり医療費	約29.7万円	約 37.7万円(約 27%増)		
・医療費の総額	約6,119億円	約5,567億円(約 9%減)		

多くの市町村では、保険税の負担緩和や収納不足のため、一般会計から国保特会への 繰入などにより形式収支の黒字を確保している状況。法定外一般会計繰入金は近年増加 傾向にある。

県内市町村国保の決算状況



(3)市町村国保財政運営及び県国保特別会計の考え方

国保財政の安定運営に向け、国保特別会計の収支均衡や収入の確保、支出の削減 に取り組み、バランスよく財政運営を行うことが必要。

(4)納付金・標準保険税率、激変緩和

ア 納付金

市町村の保険給付に必要な費用等に充てるため、県が市町村に負担を求める金 額。医療費水準、所得水準を反映させて市町村ごとに算定する。

イ 標準保険税率

納付金を保険税だけで集めるために必要となる保険税率。市町村は標準保険税 率を参考にして、保険税率を決定し、被保険者から保険税を徴収する。

ウ 激変緩和

新制度施行に伴い、各市町村の被保険者一人当たりの納付金額が一定割合以上 増加すると見込まれる場合に、当該市町村に交付金を交付。国の激変緩和策に加 え、県独自の激変緩和策を実施する。

[参考] 平成27年度決算ベースでのイメージ (現行制度)



法定外繰入金 (375億円、5%)



(5)安定的な財政運営に向けた取組

県は財政支援などを通じて、市町村の取組を支援する。

保険税の徴収の適正な実施

- ・現年課税分の確実な徴収
- ・滞納繰越分の早期処理と滞納処分 の強化 など

医療費の適正化

- ・データヘルスの推進
- 特定健康診査受診率・特定保健指導 実施率の向上 など

保険給付の適正な実施

- ・レセプト点検の充実強化
- ・第三者行為求償案件の適正な事務 処理 など

事務の標準化・共同化

- ・被保険者証と高齢受給者証の一体化
- 事務処理マニュアルの活用

など

2 市町村意見照会・県民コメントへの対応状況

(1)市町村意見照会(主なもの)

【実施期間】H29.6.26~7.25

【意見数】24市町村から108件

【市町村からの意見】

【意見に対する対応】

6年間での赤字解消は厳しい。解消・削減目安の 表の削除及び期間に幅を持たせるべき。

<段階的削減の目安>

	H30	H31	H32	H33	H34	H35
目標 赤字上限額 (H28年度比)	85% 分	70% 分	50% 分	35% 分	20% 分	0%

被保険者の保険税負担の急変を避ける観点から 6年以内の赤字の解消・削減の期限は原則とし、段階 的削減の目安(表)は削除します。

また、6年間で解消できない場合は、市町村の実態 を踏まえた目標を設定するという趣旨に変更します。

県内統一の保険税水準とすべき。又は統一時期 の目安や目標年次を記載すべき。



統一するためには、様々な課題があるため、現状で は統一できない理由を追記し、分かりやすい内容に改 めます。

【現状では統一できないとした主な理由】

- ・各市町村の医療費水準が異なっており、直ちに統一保険税水準を導 入することは、保険税の負担に激変をもたらす恐れがあること
- ・統一的な保険税水準の導入の前提として、県内全ての市町村が同等 の保険者サービスや医療費適正化対策に取り組む必要があること

激変緩和の詳細を分かりやすく示してほしい。



意見照会後に行われた国の制度変更を反映させる とともに、記載内容を精査し、分かりやすい表現に改め ます。

(2)県民コメント(主なもの)

【実施期間】H29.7.10~8.9 【意見数】62人、16団体から315件

【県民等からの意見】

【意見に対する対応】

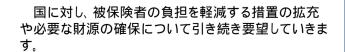
国保税の値上げは反対である。



保険税の上昇抑制を図るため、納付金(保険税)の 激変緩和を行うこととします。

国は国庫負担金を増やすべき。

こどもの均等割りはやめること。



3 スケジュール

これまでの取組

- H27. 5 改正法成立
- H28. 3 財政安定化基金設置(条例制定)
- H28. 4 市町村との協議開始
- H28.10 附属機関条例改正
- H28.12 埼玉県国民健康保険運営協議会設置 ・諮問 (H29.9までに計5回審議)
- H29.6 国保運営方針(案)に係る市町村への 意見照会(H29.6.26~H29.7.25)
- H29. 7 国保運営方針(案)に係る県民コメント $(H29.7.10 \sim 8.9)$
- H29.9 国民健康保険運営協議会(答申) 国保運営方針の作成
- H29.11 納付金等の秋の試算(仮算定)

今後の取組

- H29.12 国民健康保険保険給付費等交付金及び 国民健康保険事業費納付金に関する 条例の上程
- H30.1 納付金等の決定、標準保険税率の公表
- H30.2~ 国民健康保険財政安定化基金条例の 一部改正などの上程



H30. 4 新制度スタート